



しぶや青色

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp>

平成29年 4月号 第550号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

平成28年分 所得税及び復興特別所得税・消費税等確定申告終了！

渋谷青色申告会では1月20日（金）から3月15日（水）の間決算指導を実施、3月17日（金）から3月31日（金）まで消費税等の申告指導を、事務局にて実施いたしました。

青色申告特別控除65万円適用者・特に増加した会計ソフト利用者の指導に対応する為、昨年12月1日から決算申告指導の予約受付を開始、年末・年始は年末調整と平行して決算準備の個別指導を実施のうえ、1月20日（金）から2月28日（火）まで予約制で、3月1日以降は来局順で指導を実施いたしました。また、昨年と同様事務局にe-Taxコーナーを設置し、電子申告をする方々の送信サポートを行いました。

1月27日以降は、東京税理士会渋谷支部所属の諸先生方にご協力をいただき、主に所得税を中心とした指導と相談、e-Taxの代理送信に当たっていただきました。

例年2月頃から予約が取りにくい状況になり、3月以降は非常に混み合い、待ち時間も長くなりました。

来年の申告指導期間につきましては、特に会計ソフト利用者及び複式簿記の方は、早めのご予約と事前の準備をお願い致します。

「第19回定時総会」開催のご案内

拝啓 平素は、本会の会活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて標題の件、下記により開催いたしますので、ご多用の処恐縮に存じますが、総会提出議案についてご審議を賜りたく、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の方は、5月9日（木）までに最寄りの役員又は事務局へご連絡下さい。また、ご欠席の場合は、「委任状」を5月19日（金）までに事務局へご提出ください。

日時

平成29年5月25日（木）

「定時総会」午後4時30分 「懇親会」午後6時00分 （当日の事務局業務受付は午後3時で締め切りとさせていただきます）

場所

南国酒家 迎賓館 （渋谷区神宮前6-35-3 TEL 3400-0031）

議案

- 第1号議案 議事録署名人選出に関する件
- 第2号議案 第19期事業報告承認の件
- 第3号議案 第19期収支計算書報告及び 監査報告の件
- 第4号議案 第20期事業計画書（案）承認の件
- 第5号議案 第20期収支予算書（案）承認の件
- 第6号議案 役員改選の件

懇親会参加費

4,000円（当日持参）

総会のみ出席は無料。申込後、5月23日までにキャンセルの申し出が無い場合は、参加費を申し受けます。渋谷青色申告会是一般社団法人のため、構成員である会員各位の過半数の方々が出席されなければ、「総会」は成立いたしません。是非ともご協力の程お願い申し上げます。

◎ 申告の内容が間違っていたことに気付いた時・・・申告の誤りは訂正できます！

	訂正方法
税額を多く申告していたとき	<p>「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求められます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。</p> <p>＜更正の請求ができる期間＞ 原則として法定申告期限から5年以内です。</p>
税額を少なく申告していたとき	<p>「修正申告」をして正しい税額に修正してください。</p> <p>なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告を提出する日までに延滞税と併せて納めてください。</p> <p>＜修正申告ができる期間＞ 税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。</p> <p>＜修正申告や更正の場合＞ 修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。</p>

◎確定申告を忘れていたとき

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

● 都税についてのお知らせ ●

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。


	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告	<input type="checkbox"/> 予定申告 <input type="checkbox"/> 中間申告 <input type="checkbox"/> 確定申告 <input type="checkbox"/> 均等割申告 <input type="checkbox"/> 清算確定申告 <input type="checkbox"/> 修正申告 など	<input type="checkbox"/> 納付申告 <input type="checkbox"/> 修正申告 <input type="checkbox"/> 免税点以下申告 <input type="checkbox"/> 事業所用家屋貸付等申告	<input type="checkbox"/> 償却資産申告
電子申請・届出	<input type="checkbox"/> 法人設立・設置届 <input type="checkbox"/> 異動届出 <input type="checkbox"/> 中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 <input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 <input type="checkbox"/> 法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	<input type="checkbox"/> 事業所等新設・廃止 <input type="checkbox"/> 事業所税減免申請 <input type="checkbox"/> みなし共同事業に関する明細	—
電子納税	<input type="checkbox"/> 本税の納税 <input type="checkbox"/> 見込納付(確定申告分のみ) <input type="checkbox"/> 加算金の納付 <input type="checkbox"/> 延滞金の納付	<input type="checkbox"/> 本税の納付 <input type="checkbox"/> 加算金の納付 <input type="checkbox"/> 延滞金の納付	—

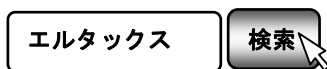
<eLTAXのご利用時間>

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【 ヘルプデスク】 ^{ハイシヨク}0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）



<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

<国税の電子申告・電子納税等についてのお問い合わせ>

e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター

★（一社）渋谷青色申告会会費を口座振替でお支払いの会員の方へ ★
5月8日(月) 平成29年4～7月分(6,000円)がご指定の口座より振替られます
口座残高をご確認ください

● 5月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい

日時	5月17日(水) 午前10時～午後4時
場所	(一社) 渋谷青色申告会事務局
費用	無料



お1人約1時間を予定しております。(予約制)

事務局までお電話でご予約をお願いいたします。03-3463-7043

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

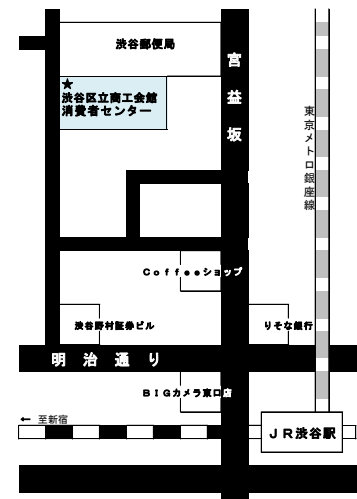
これから会計ソフトを使い始めようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

日時	5月29日(月)・30日(火) 午前の部(不動産所得者向け) 9:30～12:30 午後の部(事業所得者向け) 13:30～16:30
会場	渋谷区立商工会館 6階 クラブ室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各6名
費用	無料
申込	事務局までお電話どうぞ TEL 3463-7043



● 小規模企業共済(退職金制度)加入のご案内 ●

～ 個人事業主の共同経営者も加入できるようになりました ～



1. 加入できる方…小規模の個人事業主・個人事業主の共同経営者、会社役員
2. 掛 金…月額 1,000円～70,000円 (500円刻み)
3. 特 典…掛金は全額所得控除の対象。事業資金等貸付制度があります
4. 共済金の受取…事業廃業・個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任・死亡
役員退職・老齢給付などの時(一括⇒退職所得・分割⇒雑所得)

お問い合わせは 事務局 菅井まで TEL 03-3463-7043

● e-Tax情報 ●

会員の皆様、ご利用ありがとうございました。今後e-Tax(電子申告)をする場合は、電子認証付マイナンバーカードが必要となります。手続きについてご不明な点がございましたら、事務局までお気軽にご相談ください。